

北見地区バスケットボール協会 社会人部会 運営規程

北見地区クラブバスケットボール連盟規約(平成 24 年 5 月 12 日より施行)の全部を改正する。

(名 称)

第1条 北見地区バスケットボール協会 社会人部会(Kitami Basketball Association Society) 略称「KBAS」(以下、「本部会」という。)と称し、事務局は理事長が所在の職場に置く。

(目 的)

第2条 本部会は、北見地区バスケットボール協会(以下、「地区協会」という。)の組織として協会規約第2条(北見地区のバスケットボール競技の総括団体として、普及と振興を図り、心身の健全な発展に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする)の目的に準ずる。

(事 業)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 競技力の向上に関する事業
- (3) 審判員の派遣及び養成、並びに TO 講習会の開催
- (4) その他部会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本部会は、北見地区のクラブ、大学生、社会人のチーム及び本部会の目的に賛同するものをもって組織する。

(役 員)

第5条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2 名
- (7) 事務局長 1 名

(会長・副会長)

第6条 会長、副会長は理事の推薦により選任する。会長は部会の事務を統括し、理事総会の議長を務める。副会長は会長に事故あるときはその職務を代理する。

(理事長・副理事長)

第7条 理事長、副理事長は、理事の互選によって選任し、会長が委嘱する。理事長は本部会の事務を掌理し、副理事長は理事長を補佐する。

(理事)

第8条 理事は、第4条に定めるクラブ、大学生、社会人の各チームから推薦があった者及びバスケットボール競技に関し学識のある経験者とし、会長がこれを委嘱する。

(監事)

第9条 監事は、理事の互選によって選任し、会長が委嘱する。監事は必要に応じて会計を監査することができる。

(事務局)

第10条 事務局長は理事の互選によって選任し、会長が委嘱する。事務局長は本部会の事務及び会計を行う。

(任期)

第11条 役員の任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。役員が欠けたときは、原作としてその補充をする。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(理事会の構成)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

(理事会の招集)

第13条 理事会は、会長が招集する。

(理事総会の成立)

第14条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。決議は、出席理事の多数決によるものとし、賛成同数の時は議長が決定する。理事が所用のため出席できない場合、委任状を提出すれば、出席したものとみなす。

(権限)

第15条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 運営規程の改正
- (4) その他の重要な事柄

(委員会の構成)

第16条 本部会に委員会を置き、理事及び委員をもって構成する。

(委員会)

第17条 本部会に、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会 総会、その他会議の招集と運営
地区協会・各委員会との連絡調整に関すること
大会記録の編集及び広報
HP の運営管理
- (2) 競技委員会 大会運営全般に関すること
(日程・会場確保・大会要項作成・組合せ・試合進行・TO に関すること)
- (3) 審判委員会 大会の審判に関すること(稼働調査・審判割り)
審判員の養成及び技術向上並びにそれに係る講習会・研修会等の企画・運営
に関すること
帯同審判員の指導・育成
- (4) 普及委員会 本部会登録チーム及び競技者の強化・普及
JBA 未登録チーム及び選手に関する大会運営と、登録推進について

2 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 委員

3 委員長及び副委員長は、理事長が理事より指名し、委員は委員長が指名する。

(代表者会議)

第18条 本部会に各チーム代表者による代表者会議を置く。

2 理事会は重要な案件について、代表者会議に周知するとともに必要に応じ意見を聞くことができる。

(収入)

第19条 本部会の収入は、事業収入、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)

第21条 本部会の予算、決算及び事業計画、事業報告は会計年度毎に事務局長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(細則)

第22条 本規程を実行するために必要な条項は理事会において別に定めることができる。

(委任)

第23条 本部会に定められていない事項は、会長に一任し理事会にて報告する。

(関係団体への派遣)

第24条 本部会から関係団体への代表派遣は次の通りとする。

- (1) 地区協会への派遣には、理事長がこれを兼務する。
- (2) 北海道バスケットボール協会社会人部会への北見地区理事からの派遣には、理事長がこれを兼務する

附 則

本規約は、平成 24 年 5 月 12 日より施行する。

本規約は、平成 25 年 4 月 13 日より施行する。

本規約は、平成 26 年 4 月 6 日より施行する。

本規程は、令和 2 年 6 月 6 日より施行する。